

## 放置容器及び紛交容器の処理

下記のような「高圧ガス容器」の処分にお困りの場合は、当協会へご相談ください。  
所定の「高圧ガス処理依頼書」をご提出いただき、廃棄処理又は所有者へ返還します。

### 1. 放置容器

公道、公園、空き地、ゴミ集積所などに、不法に放置された容器。

### 2. 紛交容器

法律により定められた表示(高圧ガス保安協会の登録番号、又は容器胴体の表示、充填ラベル等)で、所有者の割り出しが可能と思われる容器。

※ 最終頁に容器の記号説明図を添付してありますので、参考として下さい。

### 3. 所有者不明容器、廃棄依頼容器

所有者割り出し不可能な容器及び所有者より有償で廃棄依頼を受けた容器。

## 当協会が取り扱う高圧ガス容器

#### 1 群容器

酸素、空気等の支燃性ガス容器及び窒素、アルゴン、ヘリウム、炭酸ガス等の不活性ガス容器。

#### 2 群容器

アセチレン容器

#### 3 群容器

水素(可燃性ガス)・塩素、アンモニア、亜硫酸ガス等の毒性ガス容器。

※ 容器の移動が可能な範囲でLPガス、卓上コンロ用のカートリッジ缶は取り扱いません。

## 受託処理費用 平成28年4月1日改定(平成29年8月1日一部改定)

1 群容器	大瓶(40L以上) 8,000円/本	小瓶(左記未満) 5,000円/本
2 群容器	大瓶(40L以上) 10,000円/本	小瓶(左記未満) 8,000円/本
3 群容器	① バルブは作動する。 ② 回収ホース接続可能	別途料金
	① バルブが作動しない ② 回収ホース接続不可能 ③ 容器収納筒で処理する	別途料金

※ 大瓶は40L~48Lまでとし、これ以上の場合は別途料金となります。

※ フロン類、酸化エチレン、亜酸化窒素等の環境破壊ガス容器は、別途料金となります。

※ 2群容器は以下の場合、別途経費が掛かります。

- ① 溶剤がDMFの場合、1本につき 2,500円 ②バルブが作動しない場合、1本につき 10,000円
- ③ 外国容器及び著しい変形や錆が発生している場合、1本につき 1,000円

平成 年 月 日

## 高圧ガス容器処理依頼書

(一社)神奈川県高圧ガス流通保安協会御中

電話 045(212)2147 FAX 045(212)2148

E-mail ryuhokyou@kne.biglobe.ne.jp

住 所	
社 名	
責任者	印

下記のとおり、高圧ガス容器の処理を依頼します。

### 記

1	容器所在地	
2	ガス別本数	
	外観状況等	寸法(高さ・径)腐食状況
3	発見の経路	
4	処理費用	依頼者負担
5	担当者氏名	TEL ( )

※ 2群容器(アセチレン容器)の場合、外観状況等により別途経費が掛かります。

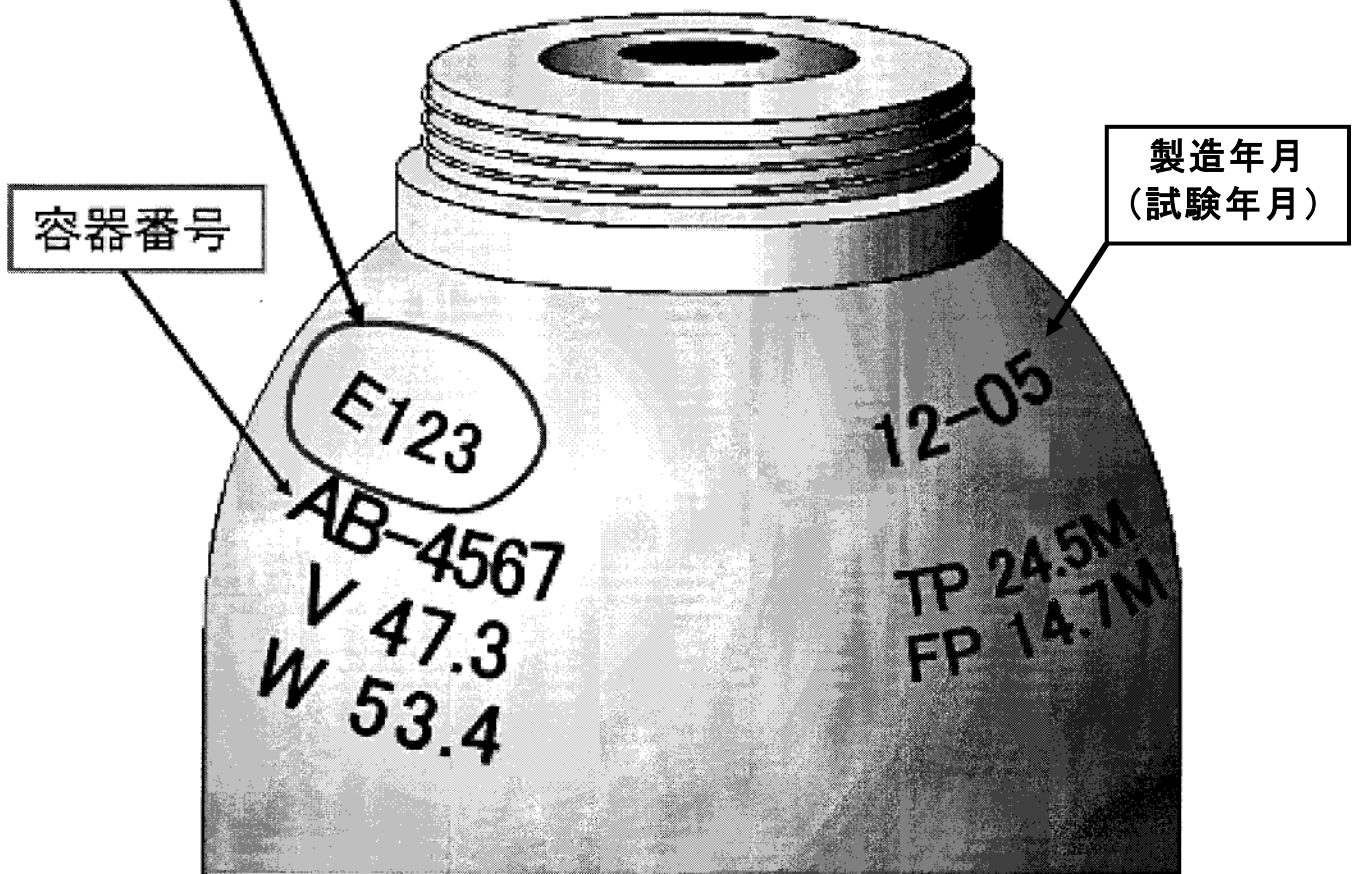
外観状況等の欄に現状をご記入下さい。

※ 容器の外観状況を確認するため、容器の写真をメール送信していただくと助かります。

# 容器の記号説明

容器登録者番号 英字1文字 数字3文字

この記号が読み取れば所有者がわかります。



V:容器内容積(L)

W : 容器重量(kg)

TP:耐圧試験圧力(MPa) FP:充てん圧力(MPa)